第１　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

⑴　（略）

⑵　特定信用事業代理業者数等の状況

①・②　（略）

③　連合会が行う銀行代理業等の状況

（中略）

（記載上の注意）

当該連合会が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の５第２項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の２第２項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の３第２項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第６条の３第２項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第92条の２第２項に規定する特定信用事業代理業、法第106条第２項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の２第２項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を行う場合に記載すること。

８　子会社等の状況

⑴　子会社等の概況

（中略）

（記載上の注意）

子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第３項及び第100条第３項において準用する法第58条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第２項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（第206条第１号に規定する子法人等であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第206条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

⑵　（略）

第２～第７　（略）

第８　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

（中略）

第１　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業概況書

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１～６　（略）

７　施設

⑴　（略）

⑵　特定信用事業代理業者数等の状況

①・②　（略）

③　連合会が行う銀行代理業等の状況

（中略）

（記載上の注意）

当該連合会が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の５第２項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の２第２項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の３第２項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第６条の３第２項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第92条の２第２項に規定する特定信用事業代理業、法第121条の２第２項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の２第２項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を行う場合に記載すること。

８　子会社等の状況

⑴　子会社等の概況

（中略）

（記載上の注意）

子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第３項及び第100条第３項において準用する法第58条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第２項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（第206条第１号に規定する子法人等であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第206条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

⑵　（略）

第２～第７　（略）

第８　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

（中略）